

Title	魏志倭人傳の持衰及び鬼道に就て
Sub Title	
Author	赤松, 清和(Akamatsu, Kiyokazu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1941
Jtitle	史学 Vol.20, No.2 (1941. 11) ,p.65(251)- 83(269)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19411100-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

魏志倭人傳の持衰及び鬼道に就て

21/4/18

赤松清和

我が古代の信仰状態を傳へる資料としては、第一に古事記・日本書紀等があるけれども、古事記は元明天皇和銅十一年（西紀七一二年）日本書紀は元正天皇養老四年（西紀七二〇年）の編纂にかゝるものであつて、其處に傳へられてゐる神話傳説をば、其のまゝ、確實なる歴史的事實とは認め難く、古き史實の記憶の上に新しき創意の附加されてゐることは、否み難いところである。此の點に於ては三世紀前半の日本のある地方の状態を記せる魏志の倭人傳が重視される可きであつて、其の最も興味あるものゝ一に、倭人の航海中に於ける風習として「持衰」の記事がある。

魏志倭人傳の持衰及び鬼道に就て（赤松）

其行來、渡海詣中國、恆使一人不梳頭、不去蟻蝨、衣服垢汚、不食肉、不近婦人、如喪人、名之爲持衰、若行者吉善、共顧其生口財物、若有疾病、遭暴害、便欲殺之、謂其持衰不謹とあるのが夫れであるが、「共顧其生口財物」の訓み方に就ては、所謂「生口問題」として、中山・波多野・沼田・市村の諸氏及び橋本先生等の種々論議されたところで、「生口」の何たるかに關しては、「生口問題の再考察」に依つて最後の決定がなされたと稱すべく、之に就ては最早や何人も異論の無いところであらうと考へるが、本文の訓み方及び其の意味は依然として未解決の状態に在ると思

（三三）

六五

はれるのである。

即ち市村博士に依れば、此の一節は、

「其生口に財物を願す」

と讀むのであつて、其の論據とせられるところは、

蓋渡海中の倭は魏人から云へば皆生口即ち未開の民族であつて、その一人が即ち持衰者である。

と述べて居られる如く、「生口」なる語を以て未開民族の汎稱であるとされ、此の場合は船中の倭人を總て生口なりと解されたことにある。之に對して橋本先生に依れば本文は、

共に其生口財物を願す

と讀むのであつて、市村博士の論據に對しては、

後漢書卷一百十五東夷傳、第七十五高句驪傳の條を引用されて、「生口」は必ずしも未開民族の稱に

非ざることゝ、論證せられてゐるのである。意ふ

に此の場合の「生口」は、同じ倭傳の景初二年及

び正始四年に獻じた「生口」や、後漢書の倭王師

升が安帝に奉つた「生口」と同様、明に支那への贈りものであつて、やがては支那の帝王の所有物となる筈の人間であり、猶ほ「生口」なる語を以つて一民族全體の稱と爲す用例の無いことから考へても、船中には當然「生口」ならざる倭人の存在してゐたことを認む可きであらう。故に船中の倭は總て「生口」なる故持衰者は勿論「生口」であるとされる市村博士の説は、先づ否定されなければならぬ。然し乍ら船中には「生口」も居たことであるから、一行中の「生口」が持衰に當つたものならば、問題の一節は矢張り「共に其の生口に財物を願す」と讀む可きであり、之に反して「生口」ならざる倭人が持衰者であつた場合には、「共に其の生口財物を願す」と讀む可きであることは勿論であらう。橋本先生は「生口」の意義を明にされたけれども、之に依つて我々の知り得るところは、船中には「生口」並びに「生口」ならざる

倭人の存在してゐたと云ふことのみであつて、其中「持衰」に當つたものが「生口」であるか否かの問題に關しては、遺憾乍ら吾人を納得せしめ得るに足るものが無いのである。先生の「持衰」を以て「生口」ならざる倭人とされる根據は、

既に「生口」なる語に市村先生の言はれる様な、未開の人間といふ意味がなく、財物と同一視せらる可き卑賤の人々を意味する語であるとするれば、白鳥先生もいはれた様に、一行安危の責に當り、その信賴を負ふてゐる持衰が、「生口」なる語に依りて表示さる可きことは、常識上からも到底考へられないことである。されば「共に其生口に財物を願す」とは遂に讀まれないことゝなる譯であり、やはり「共に其生口財物を願す」と讀まなければならぬことは、争ふべからざるところである。^(五)

と述べて居られる如く、「生口」は卑賤なる人間で

あるから、「持衰」の如き重要な役に就くとは考へられないと推測されてゐるのみである。けれども單に之だけの理由のみを以て「持衰」を「生口」ならざる倭人とされることは、首肯し難いところである。何故となれば、持衰者を以て特殊な咒力を有する巫覡の類ひであり、一行の者から十分尊敬される性質のものと解すれば、先生の云はれる如く、勿論之を財物と同一視せられるところの、卑賤なる「生口」であるとは考へられない譯であるが、當時の倭人にとつて畏怖尊敬すべきは、「持衰者」ではなくして「持衰の行」そのものであり、之に對して神祕的なある力を認めてゐたとするならば、之を行ふ者が誰であらうと、其の效果に影響が無い譯であつて、斯る苦業は寧ろ卑賤なる「生口」に負はしめたとも考へられ得るからである。「持衰者」が「生口」であつたか否かは依然として不明であり、従つて本文の讀み方に關しては、

兩者いづれを正しとも、未だ決定する譯にはゆく

まいと考へられる。波多野承五郎氏は「生口は捕虜」と題する極めて短い論文を發表されて、

私は生口は捕虜で日本人ではなかつた様に思ふ。當時の日本朝廷と戦争をしてゐた國民を捕虜として魏に奉つたのだ。それは九州南邊の人民かも知れぬ、又魏の敵國たる吳の人民であるかも知れぬ。

と云ふ新説を出され、沼田頼輔氏は此の説を支持され、橋本先生も斯の如きことのあり得べきことを述べて、贊意を表されてゐるが、假令生口が日本人でなくとも、又橋本先生が注意せられた如く、邪馬臺國南方の狗奴國或は其の他の敵國の捕虜であつても、猶ほ夫等の者が持裘とならなかつたとは、斷言出來ない譯であつて、此の問題解決の爲には「生口」の意義を極めるのみならず、更に進んで「持裘」の意義をも明にする必要のあること

を痛感するのである。

持裘の語義に關しては、市村博士は

魏志以外に於て未だ持裘といふ語の用例を見出さないが、裘は斬裘齋裘の裘で、喪服を意味する。その喪服を除いたのを解纒と稱することから考ふれば、持裘はその反對の場合、即ち喪服を着けたことを指す語と思はれる。

と述べて居られるが、西村眞次氏は「倭人の航海と持裘の意義」と題する論文に於て、

「裘を持つ」といふ語は意味を爲さないから、倭語を音譯したものと觀る方が適當なやうに思はれる。若し強ひて北方語にこれを比べようならば、新羅語の次々雄がそれに類似してゐることに氣づくであらう。

と云はれ、三國遺事卷一の

按三國史云。新羅稱王曰居西于。辰言王也。

或云。呼_レ貴人之稱。或曰_レ次々雄。或作_レ慈充。

金大問云。次々雄方言謂_レ巫。世人以_レ巫事_レ鬼神、尙_レ祭祀、故畏_レ敬之、遂稱_レ尊長者、爲_レ慈充、

とあるを擧げて居られる。然し古代朝鮮に於て倭人の「持衰」の如き風習が行はれてゐたことが判明せぬ以上は、其の語音が多少類似してゐるのみを以て、「持衰」と「次々雄」とが同性質のものであつたとは斷言出來ず、「次々雄」が明に巫を意味してゐるとは云へ、之を以て「持衰」の性質を考へることの不可なることは、西村博士自身も「若し強ひて之を北方語に比べようならば」と斷つて居られる通りである。魏人が「持衰」の風習を記すに當つて、其の著しく喪人と類似せることを感じたであらうことは、「如喪人」と形容してゐるところに依つて、察せられるところであり、現在迄のところでは、市村博士の説に従ふ可きであると考へる。又西村博士は「持衰」に類似せる風習とし

魏志倭人傳の持衰及び鬼道に就て（赤松）

て、マックス・エベルトの先史辭典に見える、モツ族の集團交易旅行の記事を引用され、其の際に於ける彼等の風習として、

其（交易遠征）計畫は二人のものに依つて立てられるが、（一定家族に彼等が屬するか否かは問題になる）全遠征隊は二部に分たれ、其各、は計畫者中の各一人によつて指導せられる。指揮者並びに他の參加者の決定と同時に、それらは總て妻に對する嚴重な禁慾を履行しなければならぬ。又傳統的な慣習に従うて、食糧や飲料の禁忌を含むところの多様の祭式を行ひ、丸木船の製造が開始せられる。丸木船の總ての部分並びに帆布橈飾物呪具の製作は、悉く傳統的慣習に基いて居り、それに背けば、天罰は靦面、遠征は必ず失敗するといつて、あらゆる慣習に違反することを許されない。解纜も航海と同様嚴格な傳統の方式によつて行はれ航路と寄航地

（二三）

とは正確に指定せられる。バプア灣の豫定地點に船が着いた時には、大變な喜び方である。船が陸に引き寄せられた瞬間に、往路のタブは終了して、たとへば一切洗ふことが許されなかつた人々は、數ヶ月間の汚れをやつと洗ひ落すことが出来る。^(二四)

と掲げられ、

此のモツ族の航海中のタブは倭人の持表と偶然の一致とは思へない程の類似點をもつてゐる。

私はそこで持表はモツ族のタブと同系のものであるが、前者では或一人がタブを實修するのに後者にあつては航海の全員が課せられる様に變つたまでである。倭人の持表はモツ族の航路指揮者の原始形を示すものか、或は退化形であるか、二者の二であるかと私は考へる。^(二五)

と述べて居られるが、博士の云はれる如く、兩者の間には偶然の一致とは思はれぬ程の類似點のあ

ることは、誠に興味深く思はれるところである。但し私はモツ族の航海の指揮者と持表者とは、其の原始形若くは退化形と言ふが如き關係を有する同性質のものとは、思ひ得ないのであつて、持表者は寧ろ其の航海の指揮者より任命せられたものではないかと考へるのである。然し乍ら、此の兩者の風習は全然無關係なる別個のものとは、勿論思はれず、中山太郎氏が「魏志倭人傳の土俗學的考察」^(二六)に述べられた如く、御贖の思想に依つて兩者の聯關づけられるべきことは、極めて正當なことと考へる。

扱て西村博士は「共願其生口財物」の讀み方に就ては、何等觸れて居られず、従つて「生口」が「持表」に當つたか否かの問題に就ても、言及されてゐないのであるが、只前掲の論文の第二章に於て「持表とは何ぞ」と題され最初に倭傳の本文を擧げて居られる。其處では「共願其生口財物」

と訓まれてゐるのであるが、此の場合「願」の字義を「かへりみる」と解することの不可なることは市村博士の論じられたところであり、橋本先生も亦之を承認されたのであつて「むくゆ」と解す可きことは勿論であり、又生口と財物を同格に見て居られる點よりして、持衰者を以て生口ならざる倭人と解されてゐたことが窺はれるのである。さればこそ持衰者をもつてモツ族の航海指揮者と原始形或は退化形の關係を有するものとされたのであらう。然し乍ら私は「持衰」即ち「生口」なりとされた市村博士の根據の否定する可きことは、橋本先生に依つて明かにされたとはいへ、全々別な理由に依つて矢張「持衰」には「生口」が當つたものと考へるのであつて、従つて本文の讀み方に就ては市村博士の御説の如く「共に其生口に財物を願す」と讀む可きであると信ずるものである。橋本先生は持衰者を以て、一行中の者より

充分なる敬意を致される巫覡の類と解されてゐた様であるが、元來呪師巫覡の類は呪術的宗教的社會たる古代に於ては廣く一般人に尊敬され、社會に勢力を有するものであるが、是等は總て専門的なる巫覡であつて、いはゞ一般の人々からは特殊の能力を有するものと考へられてゐる人達で、彼等の行ふところは、普通人の行ひ得ざる或は常人には甚だ奇怪に感ぜられる行爲であつて、此の神祕性奇怪さの故に、巫覡は一般の畏敬を勝ち得るのである。其の行爲の總てが常人の容易に行ひ得る平凡なものである場合は、人々の畏敬は之を行ふ者よりも、行そのもの、上に向けられ、之に神祕的な力を認めて神聖視するのである。例へば後世の雨乞ひの呪術行爲の如きも、特殊の能力を有するものと考へられてゐるところの陰陽師、僧侶等が、一般の人の行ふことの困難な六ヶ敷き作法に依つて修する場合は、人々の神祕感と畏敬の念は

行者自身に向けられるのであるが、關西地方で今も猶ほ行はれる「トンド」の如く、旱魃の際農夫が火を燃して降雨を祈る行事の如きは、咒力は「トンド」の行そのものにあるのであつて、之を行ふ者が何人であらうと、一向差支えはないのである。従つて降雨があつた場合は、不可思議な咒力は「トンド」の行そのもの、上に確認せられ、之を行つた農夫は感謝されることはあつても、神祕的な能力の所有者として畏敬されるといふことはないのである。翻つて「持衰」の行を見るに、夫は「頭を梳らず、蟻蝨を去らず、衣服垢汚、肉を食はず、婦人を近けず、喪人の如し」とあつて、忍耐は必要であらうが、普通人にも容易に行ひ得る極めて平凡な行であつて、何等特殊の性能を要するものと考へられないのである。嚴密に言へば、之は西村博士も言はれた如く、一種のタブであつて、此の場合是一同に代つて之を守るところの持衰者

が、此のタブを犯したか否かを判断する基礎となるところのものは、タブそのものを絶對的なものとして信じてゐる彼等にとつては、航海中に於て親しく彼等が見て來た勤行状態ではなくして、一に其の航海の難易如何であつたのである。従つて倭人の神聖視し畏怖してゐたものは、持衰の行そのものであつて、之に服す可き特殊の性能を有する人間が居たとは考へ難く、航海の際に適宜一名を撰んで持衰者と定め、それが仲々の苦業であるところから、自由民としての權利を有せざる卑賤なる「生口」が概ね之に當らせられたものであらうと思ふのである。倭人傳の本文に依つて察するも、若しも一行が航海中に於て疾病暴害に遭つた時には、持衰の行そのもの、權威を疑はずして、反つて持衰者のやり方が悪かつた爲と考へて、之を殺さんと欲すると云ふことは、斯の如き事實を示すものであると考へる。持衰者が財物の爲に之

に服するのではないとすれば、橋本先生の云はれた如く、犠牲的精神よりして之に當つたと言ふよりも、寧ろ一行の者或は其の指揮者に依つて強制的に科せられたものではないかと察せられるのである。「恒使一人……」といふ本文の書き振りも、亦此の推測を助けるものではないか。以上要するに倭人は總て生口なる故、持表者も生口であるといふ説は成立しないけれども、矢張持表に當つたものは生口であつて、本文は、「共に其生口に財物を願ゆ」と解す可きであると考へるのである。此の問題に就ては大方の學者は多く橋本先生の御意見に従つて居られる如き状態にあると思はれるので、敢て愚見を披瀝した次第である。

次に女王卑彌呼に就ての問題であるが、之は我が上代史上の一大難關たる邪馬臺國に關聯せる疑問の人物であつて、神功皇后・倭媛命等種々我が

魏志倭人傳の持表及び鬼道に就て（赤松）

古典上の人物に比定されるのであるが、要するに臆測に過ぎないのであつて、現在の状態では其の正確な決定は不可能であらうと考へる。

其國本亦以男子爲王、住七八十年、倭國亂相攻伐歷年、乃共立一女子爲王、名曰卑彌呼、事鬼道能惑衆、年已長大無夫婿、有男弟佐治國、自爲王以來、少有見者、以婢千人自侍、唯有男子一人、給飲食傳辭出入居處、宮室樓觀城柵嚴設、常有入持兵守衛

とあるのが、卑彌呼に就ての主なる記載であるが、其の鬼道とは如何なるものであつたかは明でない。同じく魏志東夷傳の韓の條に、

常以五月下種訖祭鬼神羣聚歌舞飲酒晝夜無休其舞數十人俱起相隨踏地低昂手足相應節奏有似鐸舞十月農功畢亦復如之信鬼神國邑各立一人主祭天神名之天君又諸國有別邑名之爲蘇塗立大木縣鈴鼓事鬼神

とあり、又高句麗の條には、

其俗節食好治宮室於所居之左右立大屋祭鬼神

とあり、辨辰の條には、

祠祭鬼神有異施

等とあり、古代朝鮮に於て鬼神を祭つたことが見えてゐる。大木を立て鈴鼓を懸けて鬼神に事ふといふのは、我が古代の神事に際して、賢木に鏡や劍等を掛けた、所謂神籬と類似して居り、太田亮氏は此の他五月種を下し訖つて鬼神を祭る風習を吾が伊勢や住吉等に殘つてゐる御田植祭りに比定され、十月農功畢つてからの鬼神祭は、神嘗新嘗の二祭に相當するに違ひないとして居られる。されば卑彌呼の鬼道と云ふも、夫はもとより支那人自らの觀察に依つて記せる文字であるから、鬼道の語義が直接我が宗教の性質を現してゐるものではないことは、言ふ迄も無いことであつて、卑彌呼を以て我が古神道の女巫なりと爲す從來の見解を

正當と考へるのである。然し乍ら此處に注意すべきことは、卑彌呼に比定せられる神功皇后や倭媛命の場合には、其の背後に名前迄も判然としてゐる「神」が存在し、其の民衆に告げられる言葉が、侵すべからざる權威を持つたと云ふことは、畢竟夫は神聖なる神の意志の現れであつたが爲である。然るに女王卑彌呼の場合に於ては其の背後の神に就ては何等記すところが無いのである。宮室樓觀城柵巖たる中にあつて千人の婢に侍られ、外には常に武装した守衛に護られ、殆ど一般人民の目に觸れないといふ卑彌呼の生活は、以て衆人の彼女に對する神祕感と畏怖の念とを察するに足り、魏人は斯る事實を見て「能惑衆」と記したものであらうが、彼女の權威を基礎づける可き背後の神に就ては記されて居らず、察る彼女自身が最も神聖なる神として尊崇されてゐたのではないかと云ふ、疑念すら生じ得るのである。而して同様

のことが持衰の風習に就ても考へ得る。勿論我が古傳に於て之と類似せる風習を見出すことは困難であるが、強ひて求むるならば神武紀に於ける稻飯命・三毛入野命の海上に於ける入水があり、或は景行紀の弟橘媛の相模の海に於ける犠牲がある。是等は難船といふ特殊の場合のことであるが、持衰に於ては、其の行と航海の平安といふ目的との間には、何等合理的な關係のない、謂はゞ傳統的形式的慣習の單なる踏襲であるかの如く、見受けられるに對し、記紀の是等の物語に於ては、其の犠牲行爲に就て一應合理的なる説明が記されてゐるのである。即ち稻飯命の場合には

嗟乎吾祖則天神。母即海神。如何厄ニ我於陸。復厄ニ我於海ニ乎。

と嗟歎されたといふことに依つて、入水の理由が説明せられて居り、三毛入野命も同様であつて、我母及姨並是海神。何爲起ニ波瀾。以灌溺乎。

魏志倭人傳の持衰及び鬼道に就て（赤松）

とあり、海神に對する憤恨の餘り入水されたことになつてゐる。又弟橘媛の場合に於ても、今風起浪溢。王船欲没。是必海神心也。願以妾之身。贖ニ王之命。而入レ海。

と言はれたとあつて、いづれの場合に於ても、海神と言ふ具體的な神が豫想されて居り、之に依つて其の行爲が説明せられてゐるのである。以上述べ來つた如き魏志と記紀の相違に就て考察された學者のあることは、未だ知り得ないのであつて、只僅に和辻博士が「日本古代文化」に於て魏志に現れたる倭人の宗教信仰を略述せられた際に、が記紀に於てはこれらの信仰の他になほ種々の神の祭祀があり、その祭祀が一定の場所や神社に於て行はれたことを示してゐる。然るに魏志はこれらの神々及び神社に就て一言も觸れて居らない。こゝに魏志と記紀との間の輕視することの出來ない相違があるのである。

(二六)

と此の點に注目されて居るに過ぎないのである。
而して博士は又、

すべてこれらの信仰には或神祕的な力の漠然たる感受がある。しかしその力の主體についてはまだ明確な觀念はない。^(二四)

と云はれ、又、

これらの信仰の奥にはまだ明確な人格神は現れてゐない。^(二五)

と述べて居られるのである。が果してそうであらうか。次に此の點に關する愚見を述べて見度いのである。

先づ持衰に就いて考へるに、私は最初、「若有疾病遭暴害、便欲殺之、謂其持衰不謹」とある記事を以て、單に倭人の難航の際に於ける持衰者への憤慨を記せるものと解してゐたのであるが、過日橋本先生と對談の際に、注目す可き示唆を賜つたのであつて、自らの考へ及ばなかつたことを痛感

した次第である。即ち先生は、

持衰者を殺さんと欲すと云ふことは、之を海神に捧げてその窮境より脱せんとする目的を持つものとも、解されないか。

と言ふ意味のことを教示されたのであるが、まことに斯ることは大いにあり得可く、倭人の持衰者を殺さんと欲すといふことは、持衰に服すること謹ならずして、難航を結果せし責任者を海神に捧げて以て、其の怒りを解かんとしたものであらうとの解釋は、持衰者に對する單なる憤慨の爲とするよりも、一層眞實に近い説明であると考へられるのである。然りとせば之は弟橘媛が風波激しく起つて日本武尊の御乗船が沈まんとした時、「是れ必ず海神の心ならむ」として、「願くは妾の身を以て王の命を贖ひて海に入らむ」と言はれたのと、全然同一の思想信仰に基くものであることが知られるのである。稻飯命・三毛入野命の場合は、前

掲の如く海神に對する憤恨の餘り、入水されたことになつてゐるけれども、斯ることは常識上到底考へられないところであつて、弟橘媛と同様、此の場合は神武天皇並に皇軍將士一行の生命を贖はんが爲に、御身を海神に捧げられたと解す可く、人間の犠牲を海に捧げて航海の危険を除かんとする根本思想に於て、魏志及び記紀の所傳は完全に一致するのである。従つて倭人の持衰者を殺さんと欲すといふことは、既に彼等が、記紀の是等の物語の當時と同様なる海神の存在を認めてゐた事實を示すものである。

次に卑彌呼の場合に就ても、彼女自身に不思議な權威が認められて居たればこそ、武力で解決出來なかつた倭國の大亂を、よく治め得たのであるが、小は伊都國・對馬國より大なるは投馬國・邪馬臺國等二十九ヶ國の女王國を統率するに足るだけの權威が、彼女の不可思議な咒力のみを以て可能

であつたらうか。魏志に記されたる諸國の戸數の甚しく誇張されてゐることは、既に橋本先生の指摘されたところであるが、^{二六}それにしても一部學者に依つて大和朝廷に擬せられたる女王國の成立が、單なる一巫女の權威のみを以て可能であつたとは考へ難いことである。勿論女王國は大亂以前の男王の時も統一されてゐたのであるから、國家形成の社會的素地は既に出來てゐたのであるが、各村邑には大小多數の巫覡もゐたことであらうから、卑彌呼がそれ等の上に立つて女王として君臨するには、少くとも當時の倭の諸國は既に宗教的に統一状態にあつたと見る可きであつて、女王國の成立は諸國が各と別個な獨立的な信仰を有してゐたといふ考へからは説明し得られない現象であり、卑彌呼の背後には二十九ヶ國の人々より共通の信仰を受ける神が存在してゐたことが考へられるのである。

扱て彼女の巫女なりしことは、疑ふべからざる
 ところであつて、「年已長大無夫婿」とあるは、此
 の事實を示すものであることは、從來屢々述べら
 れて来たところである。古來神に仕ふる巫女は其
 の身體清淨なることを必須條件としてゐたといふ
 ことに就ては、嘗て植木博士が「神祇史上の女子」
 に於て論じられたところである。博士に依れば、
 斯の如きは北方民族のシヤマニズムに於けるばか
 りでなく、古代に於ける世界共通の現象であつて、
 ローマの火神ヴェスタ *Vesta* の祭祀に當れる巫女
 ヴェスタス *Vestas* にも、此の掟があるとされ、
 ヴェスタスの守るべき事項としては、其の決して
 男子に接せざる事最も緊要なりしなり。
 と述べて居られる。此のことは巫女に課せられた
 る Taboo とも稱す可きものであつて、植木博士は
 此のヴェスタスに於て、

其の處女としての節操を破るは、神に對する務

を怠るもの、甚しきものとして、極めて慘酷な
 る刑罰に處せられたり。

と生き埋めの酷刑が行はれたことを述べて居られ
 る。其の刑罰の如何は兎に角として我が古代に於
 ても斯る掟の存したることは察するに難くなく、
 植木博士は吾が中世以降の女禰宜女祝物忌（或は
 物忌子・忌子）等の處女たるを要せしことを論じ
 られ、神宮雜例集の中に、

神主乃女子等未ニ夫嫁ニ乎物忌爾定命ニ春炊載持
 神主御前追天、物忌乎御饌殿奉入天……
 とあるを擧げられ、

此れ等の物忌は、神主たちの女の未だ婚嫁せざ
 る處女にてありし事は明にして、こは吾人の特
 に留意すべき點なりとす。

と述べてゐられるのであつて、甚しきは未だ經水
 を見ざることを以て、神女たるの資格としてゐる
 ことも有るのである。故に卑彌呼の年已に長大に

して未だ夫婿無しと傳へらるゝは、當時の倭國に於ても既に此の掟の存したることに依る可きことは、疑ふべからざるところである。即ち彼女に於ては其の獨身であるといふことは、女王たるの地位に在る爲には、不可缺の條件であつて、若しも彼女が此の掟を犯したならば衆人より其の神聖性を疑はれ、よく神意を傳へる者としての資格を、否定されるに至るであらうことも、亦必定であり、元來彼女の王位に即き得たのは、武力に依つたものではなく、一に衆人の彼女に對する神祕的な畏敬の念に依つて、押されて王となつたものであるから、斯る場合には其の女王たるの地位迄も殆くなるであらうことも、當然考へ得らる可きことである。然るに彼女は明に此の掟を破つてゐる。

更立男王、國中不服、更相誅殺、當時殺千餘人、復立卑彌呼宗女壹與、年十三爲王、國中遂定、とある魏志の記載は、卑彌呼が壹與の母であつた

魏志倭人傳の持衰及び鬼道に就て（赤松）

ことを示してゐるが、斯ることが外來者たる魏人に迄知られたことを思へば、何等祕密の事柄ではなくして、國中衆知の事實であつたのであらう。しかも卑彌呼が衆人より其の神聖なる權威を疑はれたり、或は女王としての地位を殆くされる様なことの無かつたことは、

卑彌呼以死、大作冢、徑百餘步、徇葬者奴婢百餘人

とある魏志の所傳が、最も雄辯に之を證明してゐるところであつて、卑彌呼は遂に其の死に至る迄、衆人より捧げられたる絶大なる畏敬を失はなかつたのである。男子に接せざることを掟とする女巫的君主卑彌呼が、此の禁を犯して壹與を生み乍ら、猶ほ其の權威を失墜しなかつたのは、何故であるか、和辻博士の如く倭人の宗教觀念を目して、「これらの信仰の奥にはまだ明確な人格神は現れてゐない」とするが如き考へを以ては、此の疑問は遂

に解き得ざる謎となるであらう 然るに吾人は前
述の如く、持表・卑彌呼のいつれの場合に於ても、
既にある神の存在してゐたことを推察し得たので
あるが、更に此の疑問を解決することに依つて、
其の神の性質の一斑を闡明せんとするものであ
る。扱て記紀には左の如き神婚説話が傳へられて
ゐる。

又曰。事代主神化爲八尋熊罴。通三嶋溝穢
姫。或云玉櫛姫。而生兒。姫踏鞴五十鈴姫命。
此間有媛女。是謂神御子。其所引以謂神御
子者。三嶋湟咋之女。名勢夜陀多良比賣。其容
姿麗美。故美和之大物主神見感而。其美人爲
大便之時。化丹塗矢。自下其爲大便之溝流
下。窺其美人之富登。此二字以レ音。爾其美人
驚而。立走伊湏瀨岐伎。此五字。乃將來其
矢。置於二床邊。忽成麗壯夫。即娶
其美人一生子。名謂富登多多良伊湏瀨岐比賣

命。亦名謂比賣多多良伊湏瀨氣餘理比賣
是者。惡其富登。故是以謂神御子也。
云事。後改レ名也。

是後。倭迹迹百襲姫命。爲大物主神之妻。然
其神常晝不見而夜來矣。倭迹迹姫語夫曰。君
常晝不見者。分明不得視其尊顏。願暫留
之。明旦仰欲觀美麗之威儀。大神對曰。言
理灼然。吾明旦入汝櫛笥而居。願無驚吾
形。爰倭迹迹姫命心裏異之。待明以見櫛笥。
遂有美麗小蛇。其長大如衣細。則驚之叫啼時
大神有耻。忽化二人形。謂其妻曰。汝不忍
令羞吾。吾還令羞汝。仍踐大虛。登御諸
山。爰倭迹迹姫命仰見而悔之急居。急居。此云則
箸撞陰而薨。

以上の記載は勿論傳説ではあるが、少くとも吾が
古代に於て斯る物語が信じられ、語り合はれてゐ
たと云ふ事實は、認め得べく、而して斯る神婚説
話は記紀には外にも之と類似の記載があり、地方

の古き民間説話の中に傳へられるものもあり、上古に於て一般に行はれてゐた物語であると思はれるのであるが、注意す可きは、是等の説話が總て男性の神が女子に通じたと云ふ點に於て、其の軌を一にしてゐることであつて、女性の神が男子に通じたりと爲す物語は、未だ一も見出し得ないのである。斯る現象は單なる偶然として看過す可きではなく、其處に何等かの意義を追求す可きであつて、愚見を以てすれば、之は或る事情に依つて妊娠すべからざる女性が妊娠し出産したる場合に於て發生せる説話であつて、此の故に其の神と通じたりとされる人間は、女性に限られてゐるのである。それ等の中には普通一般の未婚の女子も居たかも知れないが、多くの場合、其の主なるものは、嚴重なる掟に依つて獨身を餘儀なくされてゐる女巫の類ひであつたらうことは、平素より神祕視され、神とは密接なる地位に在る關係上、亦當

魏志倭人傳の持衰及び鬼道に就て（赤松）

然のことであらう。私は斯く神婚説話の女性を神に仕ふる女巫であつたと信ずるものであつて、大物主神の妻と傳へられる倭迹迹百襲姫の如きは、肥後和男氏の卑彌呼女王に比定するところであり、^(三四)其の神女たりしことは、記紀に傳へられる彼女の業蹟に徴して明である。肥後氏の推論の當否は兎に角として、卑彌呼も亦斯の如き女性の中の一人なりしことは、疑ひ無いところである。されば卑彌呼の産みし壹與は、實に神の子であつたのである。神女の男性に接すべからずといふ掟は、此の場合には通用されない。否寧ろ、我が古代に於ては神女の産める子は、總て神の子とされることに依つて、此の掟を犯した場合の刑罰は、遂に實行されなかつたのではないかとさへ考へられる。卑彌呼の出産が彼女の神祕性の證しとなり得ても、之に依つて其の神聖性を失墜することの無かつたのは、實に前述の如き理由に基くものである。

(三五)

八

事の真相に就ては、橋本先生が云はれてゐる如く、その治國を佐けた男弟が事實上の夫婿であつたのではあるまいか^(三五)とも考へられ、又、「男弟」とあるは「男兒」の誤傳でないかとも疑はれるが^(三六)、當時の魏人一般に信じられてゐたことは、斯る事實の真相ではなくして、卑彌呼の子壹與は神聖なる神の子であると云ふことと有つたことは斷言して憚らないところである。以上に依つて我々は魏志と記紀との間の神觀念に關する和辻氏の所謂「輕視することの出来ない相違」といふものは、地方或は時代の相違に依るものではなくして、主として其の作者が日本人たると魏人たるの相異に基くものであり、或る程度變化してゐると云ふもの、記紀の古典は相當古き事實を傳へてゐることを知るのである。但し持衰の風習は記紀製作當時に於ては既に忘れ去られてゐたことは、前に述べしところ^(三七)に依つて明かであらう。實に、三世紀前半に

於ける倭人の神が、既に女性と婚媾して子を爲すといふ、最も具體的なる人格神に成立してゐたといふことは、我が古典の神觀を考察するに當つて、確實なる一つの標準となるであらうことを、附言して置き度いのである。

附記 この一文は赤松清和君が「我國上古の信仰について」と題し、東洋大學史學科卒業の際に著作せる論文の一節である。予は同君の指導をなすに當り、我國に關する最古の文獻として、まづ魏志倭人傳を究むべきを述べ、持衰鬼道の問題に及び、「共願其生口財物」なる文句は、曩に「共に其生口財物を願す」と讀むべきことを主張せしも、なほ自ら満足すること能はざるものがある。何となれば、その文章上よりは、「共に其生口に財物を願す」と讀む方が正しいと思はれるが、かく讀むことによりて、如何に解釋するか^(三八)の結論を得ることが出来ないからである、と述べたるに對し、赤松君は乃ち苦心研究の結果、遂に以上論ぜられし如き論考を提出されたのである。確に從來未だ見なかつた新知見として、推奨するに足るものと考へる。(橋本增吉)

註

一、史學雜誌四一篇五號

二、同三號九二頁

- 三、右に同じ
- 四、同五號八九頁
- 五、右に同じ
- 六、考古學雜誌一九卷五號
- 七、同三二六頁
- 八、同一九卷七號
- 九、史學雜誌四一篇五號八七頁
- 一〇、右に同じ
- 一一、同三號九二頁
- 一二、歴史公論五卷八號
- 一三、同八頁—九頁
- 一四、同一四頁—一五頁
- 一五、同一五頁
- 一六、考古學雜誌一二卷一二號
- 一七、史學雜誌四一篇三號九二頁—九三頁
- 一八、同五號八九頁—九〇頁
- 一九、太田亮氏神道史一四頁
- 二〇、日本書紀、國史大系(再版)八〇頁

- 二一、右に同じ
- 二二、同—四六頁
- 二三、和辻哲郎氏日本古代文化(改稿版)五〇頁
- 二四、同四一頁
- 二五、同四八頁
- 二六、橋本增吉氏東洋史上より見たる日本上古史研究一形馬臺二戸數の問
題
- 二七、國學院雜誌一八卷二號
- 二八、同一四頁
- 二九、右に同じ
- 三〇、同二五頁
- 三一、日本書紀、國史大系(再版)四一頁
- 三二、古事記新訂増補國史大系六一頁
- 三三、日本書紀國史大系(再版)一一二頁—一一三頁
- 三四、肥後和男氏日本神話研究、倭姫考
- 三五、橋本增吉氏東洋史上より見たる日本上古史研究一形馬臺三二四頁
- 三六、右に同じ